

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月10日
【発行者名】	東京海上アセットマネジメント投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大場 昭義
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	尾崎 正幸
【電話番号】	03 - 3212 - 8421
【届出の対象とした募集(売出)内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	東京海上・為替参照利回り変動型ファンド2011-07
【届出の対象とした募集(売出)内国投資 信託受益証券の金額】	上限 500億円
【縦覧に供する場所】	該当なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年6月27日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、記載事項の一部に訂正すべき事項があるため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

<訂正前> および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は、原届出書が更新されます。また<追加>の記載事項は原届出書に追加されます。

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

2 換金（解約）手続等

<訂正前>

（略）

- c. 解約請求による換金のお申込みは、信託設定日（平成23年7月29日）以降、原則として、信託期間中の1月16日、4月16日、7月16日および10月16日（当日が休業日の場合には翌営業日）を解約申込受付日として、行うことができます。お申込みは、解約申込受付日の7営業日前から3営業日前までの間に受け付けます。ただし、平成23年7月および平成28年4月にかかる換金のお申込みの受付を行いません。

（略）

<訂正後>

（略）

- c. 解約請求による換金のお申込みは、信託設定日（平成23年7月29日）以降、原則として、信託期間中の1月16日、4月16日、7月16日および10月16日（当日が休業日の場合には翌営業日）を解約申込受付日として、行うことができます。お申込みは、解約申込受付日の7営業日前から3営業日前までの間に受け付けます。ただし、平成23年10月および平成28年7月にかかる換金のお申込みの受付を行いません。

（略）